

## 氏名の振り仮名は届出をする必要があるの？ よくある質問に答えます！



**Q** 通知に記載された氏名の振り仮名が誤っていた場合は？

**A** 市民課の窓口や郵送で届出をすることができますほか、マイナポータルでも届出ができます。なお、届出に手数料は一切かかりません。



**Q** 届出をしない場合はどうなる？

**A** 通知された氏名の振り仮名が正しい場合は、届出をする必要はありません。令和8年5月25日(月)までに届出がなかった場合、本籍地の市区町村長によって、通知の通りの氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。

**Q** 誤った氏名の振り仮名が戸籍に記載されてしまったら？

**A** 通知された氏名の振り仮名が誤っていて、正しい氏名の振り仮名を届出することを忘れてしまい、令和8年5月26日(火)以降に誤った氏名の振り仮名が戸籍に記載されてしまった場合でも、1回に限り、正しい氏名の振り仮名の届出をすることができます。

**Q** 届出の際に気をつけることは？

**A** 戸籍の氏名の振り仮名は公的な本人確認資料になるため、パスポートや銀行口座などの振り仮名と違う振り仮名を戸籍に記載した場合、パスポートや銀行口座などの名義の振り仮名の変更が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

**Q** 一度、届出をした氏名の振り仮名を変更したい場合は？

**A** 一度、氏名の振り仮名の届出をしたかたが戸籍に記載された氏名の振り仮名を変更する場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

### 問い合わせ

不明な点は全国共通のコールセンターにお問い合わせください

期間 令和8年5月26日(火)まで  
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)  
時間 午前8時30分～午後5時15分

☎0570-05-0310



## 市民課・市民税課で取り扱う証明は 全国のコンビニで取得できます

### 取得できる証明書一覧

**CHECK!** コンビニ交付は、窓口での交付よりも手数料が50円安くなります

| 証明書種類                                      | コンビニ交付<br>年末年始を除く毎日 午前6時<br>30分～午後11時 | 本庁舎・総合支所<br>平日 午前8時30分～午後5時15分<br>※本庁舎のみ木曜日は午後7時15分まで |
|--------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 住民票の写し                                     | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 住民票記載事項証明書                                 | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 戸籍全部（個人）事項証明書                              | ○ 400円                                | ○ 450円                                                |
| 戸籍の附票の写し                                   | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 印鑑登録証明書                                    | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 課税（所得）証明書                                  | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 非課税証明書                                     | × -                                   | ○ 200円                                                |
| 納税証明書                                      | ○ 150円                                | ○ 200円                                                |
| 市税に滞納がないことの証明書、評価証明書、公課証明書、名寄帳の閲覧、無資産証明書など | × -                                   | ○ 200円                                                |

(○=取り扱いあり、×=取り扱いなし)

☎市民課(☎574-6640)、市民税課(☎574-6637)

全国のコンビニエンスストアでマイナンバーカードを使って、市民課・市民税課で取り扱う住民票などの各種証明書が簡単に取得できる、『コンビニ交付』をぜひご利用ください。

※コンビニ交付について、詳しくは市ホームページ（右記QRコードからアクセス）をご覧ください。



### サービス一時停止のお知らせ

戸籍システムのメンテナンスのため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、戸籍の附票の写しのコンビニ交付を一時停止します。

とき ●7月9日(水)、25日(金)午後5時～28日(月)午前9時まで

# 誤っていれば必ず届出を！ 戸籍に氏名の振り仮名が 記載されます



▲戸籍制度マスコットキャラクター『コセキツネ』

戸籍法が改正され、5月26日から、戸籍に氏名の振り仮名を記載する新制度がスタートしました。これまで戸籍には氏名の振り仮名は記載事項ではありませんでしたが、今回、戸籍に氏名の振り仮名が追加されると、さまざまな行政手続きの際に、振り仮名で本人確認ができるようになります。☎市民課(☎574-6640)

### 氏名の振り仮名のイメージ

(戸籍の写しイメージ)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 本籍地         | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地      |
| 氏名          | 太郎 太郎                  |
| 氏名の振り仮名     | タロウ                    |
| 戸籍に記載されている者 | 〔氏名〕太郎<br>〔氏名の振り仮名〕タロウ |

フリガナを記載します

**本籍地から通知が届きます**  
戸籍法が改正され、5月26日以降、順次、本籍地の市区町村から、戸籍に記載する氏名の振り仮名をお知らせする通知が届きます。なお、原則として戸籍の筆頭者宛てに届き、戸籍内で別住所のかたは住所別に届きます。この通知の発送の時期は、市区町村によって異なり、深谷市が本籍地のかたは、8月下旬ごろの発送を予定しています。

**通知が届いたら誤っていないかを必ず確認**  
通知が届いたら、記載された氏名の振り仮名が誤っていないか、

### 通知のイメージ

誤っている場合は必ず届出をしてください

戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知書

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 氏名          | 太郎 太郎                  |
| 氏名の振り仮名     | タロウ                    |
| 戸籍に記載されている者 | 〔氏名〕太郎<br>〔氏名の振り仮名〕タロウ |

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！

必ず内容を確認してください。正しい場合は、届出の必要はありません。その後、令和8年5月26日(火)以降に通知に記載された氏名の振り仮名が戸籍に記載されます。誤っている場合は、令和8年5月25日(月)までに必ず正しい氏名の振り仮名の届出をしてください。

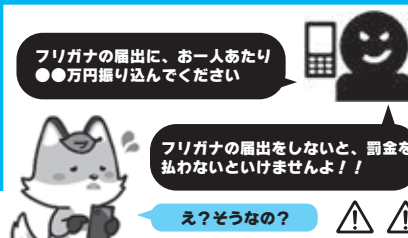
戸籍に氏名の振り仮名が記載されると、本人確認がより確実・スムーズに行われ、さまざまな行政サービスの向上が期待されています。本籍地の市区町村から戸籍に記載する氏名の振り仮名の通知が届いたら、誤っていないか必ず確認しましょう。詳しくは市ホームページをご確認ください。

▲市ホームページ

### 便乗詐欺にご注意ください

氏名の振り仮名の届出に当たり、市区町村などの行政機関が金銭を支払うように要求することは絶対にありません。不審に思ったら深谷警察署(☎575-0110)や寄居警察署(☎581-0110)、警察相談専用電話(☎#9110)、消費者ホットライン(☎188)、全国共通のコールセンター(☎0570-05-0310)に相談してください。

### 詐欺にご注意！



フリガナの届出に、お一人あたり  
●●万円振り込んでください

フリガナの届出をしないと、罰金を  
払わないといけませんよ！！

え？そうなの？

フリガナの届出に手数料はかかりません！

フリガナの届出をしなくても、罰則はありません！